

## 津島市移住支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2期津島市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、愛知県と共同して行う移住支援事業において、市内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、津島市移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、市費補助金等交付規則（平成10年津島市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象者)

第2条 市長は、第2項に定める要件を満たす者のうち、第3項から第6項までの要件のいずれか1つを満たす就職又は起業等をした者からの申請に基づき、移住支援金を交付する。なお、世帯向けの移住支援金を申請する場合にあっては、第7項に定める要件を満たす申請者に移住支援金を交付する。

2 移住等に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(1) 移住元に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く。）、及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと。

イ 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

ウ 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、当該通学期間を修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として前記ア及びイに規定する本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(2) 移住先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 本市に転入したこと。

- イ 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- ウ 移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(3) その他の要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 津島市暴力団排除条例（平成23年3月31日津島市条例第3号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- イ 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ウ 申請者は過去10年以内に申請者として移住支援金の交付を受けていないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合を除く。
- エ その他愛知県又は津島市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

3 就業に関する要件として、第1号又は第2号に定める要件を満たすこと。

(1) 就業（一般）の場合は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 勤務地（就業場所）が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- イ 転入日時時点で満50歳以下であること。
- ウ 就業先が、愛知県又はその他の道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて法人等に就業し、かつ、申請時において当該法人等に就業していること。
- オ 求人への応募日が、マッチングサイトに上記ウの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- カ 就業した当該法人等に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(2) 専門人材（プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用した移住就業者）の場合は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 勤務地（就業場所）が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- ウ 就業した当該法人等に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

と。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

4 テレワークに関する要件として、次の各号に掲げる事項の全てに該当すること。

(1) 所属先企業等からの命令でなく、自己の意思により移住した場合であって、本市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(2) 内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(3) 所属先企業において、週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて、雇用保険被保険者としてテレワークにより就業している（原則、恒常的に通勤しない）こと。

5 関係人口に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(1) 転入日時時点で満 50 歳以下であり、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 過去に連続して 3 年以上、本市に住民登録があること。

イ 移住前の直近 5 年間で通算 2 年以上、本市にふるさと納税の寄附実績があること。

(2) 地域の担い手確保の要件として、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 市内において農林水産業に就業すること。

イ 市内において家業を継承すること。

6 起業に関する要件として、愛知県が実施する創業支援事業における「起業支援金」の交付決定を受けていること。

7 世帯に関する要件として、次の各号に掲げる事項の全てに該当すること。

(1) 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

(2) 申請者を含む 2 人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

(3) 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、申請時において、転入後 1 年以内であること。

(4) 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、津島市暴力団排除条例（平成23年 3 月 31日津島市条例第 3 号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

（移住支援金の額）

第 3 条 移住支援金の額は、単身で移住した者にあつては60万円、2 人以上の世帯で移住した者にあつては1 世帯につき100万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者二人を上限とし、一人につき100万円を加算する。

（交付の申請）

第4条 移住支援金の交付を受けようとする者は、津島市移住支援金交付申請書（様式第1）、交付申請に関する誓約事項（様式第1別紙2）及び個人情報取扱い同意書（様式第1別紙3）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）運転免許証、旅券その他の本人確認ができる書類。第2条第2項第3号アにおいて外国人にあつては、在留カードの写し。
- （2）住民票の写し。世帯向けの移住支援金を申請する場合にあつては、世帯全員分の住民票の写し。
- （3）移住元の住民票の除票の写し又は戸籍の附表の写し。世帯向けの移住支援金を申請する場合にあつては、世帯全員分の住民票の除票の写し又は戸籍の附表の写し。
- （4）別表に掲げる証明書等。

（交付の申請の期限）

第5条 交付の申請は、次の各号のいずれかの期間内に提出する。

- （1）第2条第3項に該当する申請者にあつては、申請時において転入後1年以内であり、かつ、就業先の法人等に就業していること。
- （2）第2条第4項又は第5項に該当する申請者にあつては、転入後1年以内であること。
- （3）第2条第6項に該当する申請者にあつては、申請時において転入後1年以内であり、かつ、次のア又はイのいずれかに規定する要件を満たしていること。
  - ア 起業支援金の交付決定日が転入日より先の場合は、起業支援金の交付決定日から1年以内であること。
  - イ 転入日が起業支援金の交付決定日より先の場合は、起業支援金の交付決定日以後であること。

（交付の決定）

第6条 市長は、移住支援金の交付の申請があつたときは、その内容を審査して交付の可否を決定し、津島市移住支援金交付決定通知書（様式第3）又は津島市移住支援金不交付決定通知書（様式第4）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付）

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、市長が別に指定する日までに、津島市移住支援金請求書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による交付の請求があつたときは、市長は、移住支援金を交付する。

(申請の取下げ)

第8条 移住支援金の交付の申請をした者は、当該申請を取り下げるときは、遅滞なく、津島市移住支援金交付申請取下届出書(様式第6)を市長に提出しなければならない。

(交付決定通知書の再交付)

第9条 交付決定者は、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、津島市移住支援金交付決定通知書再交付申請書(様式第7)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、市長は、その内容を審査し、適当と認めたときは、津島市移住支援金交付決定通知書【再交付】(様式第8)により、交付決定者に再交付するものとする。

(住居等の変更)

第10条 交付決定者は、移住支援金の申請日から起算して1年、2年、3年、4年及び5年を経過した各時点において、第4条に規定する申請書の記載内容に係る変更の有無を津島市移住支援金住居・勤務地等届出書【交付決定者用】(様式第9(その1))により市長に届け出るものとする。

2 交付決定者は、第4条に規定する申請書の記載内容の変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、前項の規定にかかわらず、津島市移住支援金住居・勤務地等届出書【交付決定者用】(様式第9(その1))により市長に届け出るものとする。

3 第2条第3項に基づく交付決定者が就業する法人等は、移住支援金の申請日から起算して1年を経過した時点において、第4条に規定する就業証明書の記載内容に係る変更の有無を津島市移住支援金住居・勤務地等届出書【就業先法人等用】(様式第9(その2))により市長に届け出るものとする。

4 交付決定者が就業する法人等は、第4条に規定する就業証明書の記載内容に変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、前項の規定にかかわらず、津島市移住支援金住居・勤務地等届出書【就業先法人等用】(様式第9(その2))により市長に届け出るものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合、第6条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽の申請その他の不正な行為等により移住支援金の交付を受けたことが明らかになったとき。

(2) 移住支援金の申請日から起算して3年未滿に本市から転出したとき。

(3) 移住支援金の申請日から起算して1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞したとき（第2条第3項に基づく交付決定者のみ）。

(4) 創業支援事業における起業支援金の交付の決定を取り消されたとき。

(5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出したとき。

2 市長は、前項の規定により決定を取り消した場合において、津島市移住支援金交付決定取消通知書（様式第10）により当該交付決定者に通知するものとする。

（移住支援金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により移住支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付した移住支援金があるときは、津島市移住支援金返還通知書（様式第11）により、当該交付決定者に通知するものとする。この場合において、返還すべき移住支援金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1項第1号から第4号の場合 移住支援金の額全部

(2) 前条第1項第5号の場合 移住支援金の額に2分の1を乗じて得た額

（移住支援金の返還の免除）

第13条 市長は、前条に規定する移住支援金を返還すべき事由が、交付決定者の就業した法人等の倒産、災害、交付決定者の病気その他やむを得ない事情によるものであると認めたときは、移住支援金の返還を免除することができるものとする。

2 移住支援金の返還の免除を受けようとする交付決定者は、津島市移住支援金返還免除申請書（様式第12）に免除を受けようとする理由を証する書類を添えて、市長に提出することができる。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して返還の免除の可否を決定し、愛知県知事の同意を得た上で、津島市移住支援金返還免除承認通知書（様式第13）又は津島市移住支援金返還免除不承認通知書（様式第14）により、当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和3年3月31日までの転入者

については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。ただし、令和４年３月３１日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。ただし、令和５年３月３１日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。ただし、令和６年３月３１日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。ただし、令和７年３月３１日までの転入者については、なお従前の例による。

別表

| 区分             | 証明書等                                                                                                                     |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 就業または<br>テレワーク | 就業の場合 就業証明書（様式第２－１）                                                                                                      |
|                | テレワークの場合 就業証明書（様式第２－２）                                                                                                   |
|                | 労働条件通知書の写し                                                                                                               |
|                | 雇用保険被保険者証の写し                                                                                                             |
|                | （東京２３区以外の東京圏に在住し、東京２３区に通勤していた方のみ必要）<br>退職証明書（様式第１別紙４）又は移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類                                            |
|                | （東京２３区以外の東京圏に在住し、東京２３区に通勤していた法人経営者<br>又は個人事業主のみ必要）<br>移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類                                             |
|                | （東京２３区以外の東京圏に在住し、東京２３区内の大学等に通学し、東京<br>２３区内の企業等へ就職した方のみ必要）<br>在学期間や卒業校を確認できる書類及び退職証明書（様式第１別紙４）又は<br>移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類 |
| 関係人口           | 本市の住民票の除票の写し又は津島市ふるさと応援寄附金に係る受領証明<br>書の写し                                                                                |
|                | （農林水産業に就業する方のみ）<br>関係人口に関する届出書（様式第１別紙５）、就業証明書（様式第２－１）、<br>雇用保険被保険者証の写し、申請者が登録されている関係団体（農業委員                              |

|    |                                                                                                                          |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 会、森林組合、漁業協同組合等)、委託元(取引先)の発行する書類等                                                                                         |
|    | (家業を継承する方のみ)<br>関係人口に関する届出書(様式第1別紙5)、就業証明書(様式第2-1)、<br>雇用保険被保険者証の写し等                                                     |
|    | (東京23区以外の東京圏に在住し、東京23区に通勤していた方のみ必要)<br>退職証明書(様式第1別紙4)又は移住元での在勤地及び在勤期間を確認で<br>きる書類                                        |
|    | (東京23区以外の東京圏に在住し、東京23区に通勤していた法人経営者<br>又は個人事業主のみ必要)<br>移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類                                             |
|    | (東京23区以外の東京圏に在住し、東京23区内の大学等に通学し、東京<br>23区内の企業等へ就職した方のみ必要)<br>在学期間や卒業校を確認できる書類及び退職証明書(様式第1別紙4)又は<br>移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類 |
| 起業 | 起業支援金交付決定通知書の写し                                                                                                          |
|    | (東京23区以外の東京圏に在住し、東京23区に通勤していた方のみ必要)<br>退職証明書(様式第1別紙4)又は移住元での在勤地及び在勤期間を確認で<br>きる書類                                        |
|    | (東京23区以外の東京圏に在住し、東京23区に通勤していた法人経営者<br>又は個人事業主のみ必要)<br>移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類                                             |
|    | (東京23区以外の東京圏に在住し、東京23区内の大学等に通学し、東京<br>23区内の企業等へ就職した方のみ必要)<br>在学期間や卒業校を確認できる書類及び退職証明書(様式第1別紙4)又は<br>移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類 |